

入 札 説 明 書

県立病院等非常用発電機設備保守業務委託

岩手県医療局経営管理課

入札説明書

この入札説明書は、岩手県医療局が発注する委託業務契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

(1) 業務件名

県立病院等非常用発電機設備保守業務委託

(2) 業務の仕様その他明細

別記「県立病院等非常用発電機設備保守業務委託 仕様書」による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月13日まで

(4) 履行場所

仕様書に記載の各県立病院及び地域診療センター

2 入札参加資格

次の全てを満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札日現在で、岩手県総務部で作成した令和4・5・6年度庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿のうち、「設備の保守管理（電気・通信設備）」において登録を受けていること。

(3) 平成31年4月1日以降に、当該業務の対象となる機器のうち最大容量のものと同種（発電機定格容量1,000kVA）、又は同規模以上の自家用発電設備について保守点検の実績を有している者であること。

ただし、自らが保守点検業務を直接実施したもののみを対象とし、再委託等を行ったものは除く。

(4) 本業務に次の資格を併せ持つ者を技術員として配置できること。

① 消防法に基づく消防設備点検資格者第1種または消防設備士第1類

② 電気工事士法に基づく特殊電気工事資格者（非常用予備発電装置工事）

(5) 建設業法第3条に基づく電気工事業に関する建設業許可を有すること。

(6) 岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号）第4条に掲げる税目及び消費税に滞納がないこと。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者若しくは更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者若しくは再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

(8) 事業者の代表者、役員（執行役員含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

(9) 入札参加申請書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（以下「措置基準」という。）に基づく指名停止及び岩手県総務部の庁舎等管理業務の委託契約に係る指名停止を受けていないこと。

3 入札参加者に求められる事項

(1) 本件の入札に参加しようとする者は、次の書類を令和7年3月5日(水)までに14(3)の場所に提出しなければならない。

ア 競争参加資格を証明する書類

(ア) 入札参加資格審査申請書(別紙「様式第1号」)

(イ) 納税証明書(申請書を提出する日の属する年の直前1年間に岩手県に納付した岩手県県税条例(令和3年岩手県条例第58号)第4条に掲げる税目及び消費税の納税証明書「様式第111号」をいう。)(※発行後3か月以内のもので、写しも可とする。)

(ウ) 資本関係・人的関係に関する届出書(別紙「様式第2号」)

(エ) 業務が履行できることの誓約書(別紙「様式第3号」)

(オ) 保守点検実績調書(別紙「様式第4号」)及び実績が確認できる書類(契約書等)

(カ) 2(5)の点検資格者を証明する書類

点検有資格者名簿(別紙「様式第5号」)

(2) 提出された書類は返却しない。

(3) 提出した書類について、岩手県医療局長から説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(4) 入札参加者は、本説明書(仕様書及び別添業務委託契約書案を含む。以下「説明書等」という。)を熟覧の上、入札しなければならない。

(5) 提出された書類による審査の結果、入札参加資格を有すると確認された者に限り、入札に参加できるものとする。

なお、審査結果は、令和7年3月7日(金)までにFAXにより通知する。

4 資本関係等のある会社の参加制限

次のいずれかに該当する関係がある複数の者は、入札に重複して入札参加資格審査申請書を提出することができない。

なお、これらの関係にある複数の者から申請があった場合は、その全ての者の入札参加を認めないものとする。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続き中の会社(以下「更生会社等」という。)である場合を除く。

ア 親会社(会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

- (3) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する中小企業等協同組合とその組合員又はその会員の場合
- (4) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
その他上記(1)から(3)と同視しうる関係があると認められる場合
- (5) 入札参加希望者が(1)から(4)の制限に対応することを目的に連絡を取ることは、公正な入札の確保に抵触するものではない。

5 入札の方法等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- (2) 入札書は、直接6の日時、場所に持参すること。郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し、入札参加者の印で押印をしておかなければならない。ただし、金額の訂正は認めない。
なお、一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (4) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出前に委任状を提出しなければならない。

6 入札及び開催の日時及び場所

令和7年3月12日(水)午前10時15分 岩手県盛岡地区合同庁舎5階 医療局会議室

7 入札に関する事項

入札書は、岩手県医療局が示す別添書式により次のことを表示し、押印すること。

- (1) 入札年月日
- (2) 入札参加者の住所、氏名及び印(法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び印)
- (3) あて名は「岩手県医療局長」とすること。
- (4) 入札金額
- (5) 件名

8 入札保証金 免除

9 入札の無効

次のいずれかの項に該当する入札は無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者が提出した入札書
- (2) 入札参加者に求められる事項を履行しなかった者が提出した入札書
- (3) 記名押印のない入札書
- (4) 入札金額を訂正した入札書

- (5) 誤字脱字等により必要事項が確認できない入札書
- (6) 入札件名の表示に重大な誤りがある入札書
- (7) 同一入札参加者又は代理人が2つ以上提出した入札書
- (8) 委任状を提出しないで代理人が提出した入札書
- (9) その他入札に関する条件に違反して提出した入札書

10 落札者の決定方法

- (1) 本件委託業務に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、最低制限価格制度の最低制限価格から予定価格の制限の範囲で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札候補者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、立ち合っていない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

11 開札に立ち会う者に関する事項

開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札参加者又はその代理人の立ち会いがいない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

12 再度の入札に関する事項

初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとする。

13 契約に関する事項

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 落札者は、契約保証金として契約金額の100分の5以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、次の①又は②の書類が提出された場合は契約保証金に代えることができる。また、③の書類が提出された場合は免除とする。
 - ① 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - ② 債務不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、岩手県が確実と認める金融機関、または保証事業会社の保証
 - ③ 債務不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結
- (3) 契約保証金は、契約履行後に契約の相手方の請求書を徴して還付する。
- (4) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県医療局へ帰属する。
- (5) 契約条項は、別添「契約書案」のとおりとする。

14 その他必要な事項

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件入札又は契約に関して要する費用は、すべて入札参加者又は当該契約の相手方の負担とし、本件入札が中止された場合等であってもその補償を請求することができないものとする。
- (2) 本委託業務に係る予算案が県議会の2月定例会において否決された場合は、本契約手続きを取り消すものとする。

- (3) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
岩手県医療局経営管理課総務担当
〒020-0023 岩手県盛岡市内丸11番1号
電話：019-629-6308（直通） FAX：019-629-6319